



日本酸素ホールディングス

2026年版 日本酸素HDグループ 団体保険制度

傷害総合保険、医療保険基本特約・疾病保険特約・疾病入院一時金支払特約・傷害入院一時金支払特約・入院時室料差額特約等セット団体総合保険、所得補償保険、個人賠償責任保険、弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険

【傷害総合保険、新・団体医療保険、所得補償保険、個人賠償責任保険にご加入中の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料および補償内容、新・団体医療保険の補償内容、所得補償保険の補償内容、個人賠償責任保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。



ライフステージに応じた モデルプランもご用意しています



1
ページへ

© JAPAN-DA



仕事中・スポーツ中・地震によるケガ、国内や海外旅行先での身の回り品の破損・盗難などに。

「ケガ」「携行品」に備える

傷害保険
(ケガの補償)

5・6
ページへ



社会人は体が資本。万一、病気で入院してしまった時は医療費の心配なく回復に専念するために。

「病気」「がん」による入院・手術・ 退院後通院・先進医療に備える

医療保険
入院をサポートする特約

7~10
ページへ



突然の病気やケガ、精神障害で長期入院。所得が無くてもスマホ代・光熱費は払わないと…
「病気」「ケガ」「精神障害」「地震」による就業不能に備える

所得の補償

11
ページへ



自転車運転中に他人にケガを負わせてしまった。飼い犬が他人に噛みついたなど
日常生活における法律上の
損害賠償(受託品を含む)に備える

日常生活
の賠償

11
ページへ



歩行中に自転車に衝突された。相続で兄弟ともめているなど
法的トラブルに
巻き込まれたときに備える

弁護士費用
の補償

12
ページへ

お申込締切日は、2025年12月5日(金) 大陽日酸アソシエイツ必着

- 保険契約者：日本酸素ホールディングス株式会社
- 保険期間：2026年1月1日午後4時から1年間
- 加入対象者：日本酸素ホールディングス株式会社およびグループ会社の役職員
- 被保険者：日本酸素ホールディングス株式会社およびグループ会社の役職員またはご家族
- 紙与控除開始：2026年3月給与から毎月控除
- 申込締切日：2025年12月5日(金)
- 取扱代理店：大陽日酸アソシエイツ株式会社

お問い合わせ先・事故ご連絡先

補償内容や事故による保険金ご請求のお問い合わせ等は、
大陽日酸アソシエイツ株式会社まで、お気軽にご相談ください！

TEL：03-5788-8600

メール：u325004@tn-sanso.co.jp
〒142-0062 東京都品川区小山1-3-26



お気軽に
お問い合わせ
ください

加入依頼書・被保険者健康告知書は、大陽日酸アソシエイツ株式会社まで、ご提出ください。

おすすめ

モデルプラン(ご加入例)



単身の方は

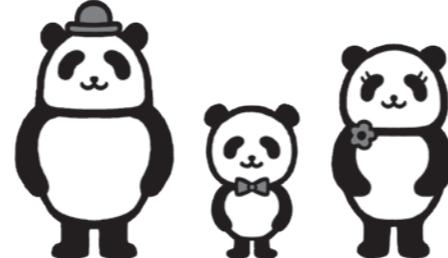
1 傷害保険
個人コース
N1型 1,180円



ご結婚されている方は

夫婦コース
C1型 1,640円

※本人の配偶者についても保険の対象となります。



ご家族で

家族コース
K1型 2,590円

※本人の配偶者やその他の親族、本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子も保険の対象となります。



2 医療保険

エコノミー
5型 490円
(26歳の場合)

L1型 600円/R1型 550円
(26歳の場合)

特約のみ
単独で
ご加入可能
入院を
サポート
する特約

エコノミー
5型 640円
(33歳の場合)
&
乳がんなどの外来治療に備えて
エコノミー
配偶者 5GI型 670円
(30歳の場合)

本人 L1型 640円/R1型 590円
(33歳の場合)
&
配偶者 L1型 640円/R1型 590円
(30歳の場合)

本人 L1型 740円/R1型 780円
(44歳の場合)
&
配偶者 L1型 690円/R1型 620円
(39歳の場合)
&
お子さま L1型 830円/R1型 700円
(10歳の場合)

本人 S型10口 910円
(33歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

3 所得補償

S型5口 370円
(26歳の場合)



本人 S型10口 910円
(33歳の場合)



本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

4 個人賠償

B1型 170円



B2型 180円

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)



本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

5 弁護の
ちから

V1型 540円



本人 V1型 540円
配偶者 V1型 540円



本人 V1型 540円
配偶者 V1型 540円

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)



本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)



本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)



本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)



本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)



本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)



本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)



本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)



本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)



本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

医療・所得に新規・型変更・増口加入 の方は必ず告知書提出が必要です

告知書記入例

- ①〈1〉に被保険者(保険の対象となる方)名・告知日をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。
②〈2★〉の質問事項について「はい」「いいえ」のいずれかに○をしてください。1つでも「はい」がある方は、ご加入いただけません。

(注)ご加入いいたく補償に該当する賃専事項にご回答ください。賃専事項への回答がすべて「いいえ」の方はご加入いいたけます。

- 必要事項を黒のボールペンを使用して、楷書でご記入ください。
 - 訂正をする場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、抹消線に重ねて告知者の訂正署名または訂正印が必要です。修正液や重ね書きでの訂正是できません。

医療保険（病気の補償）、医療保険（入院をサポートする特約）にご加入の場合は、「疾病補償」の質問事項【質問1】【質問2】にご回答ください。

「所得補償」にご加入の場合は、
【質問1】【質問2】【質問4】にご
回答ください。

医療保険(病気の補償)の5G、5GI、10G、10GIプランにご加入の場合は、「がん補償」の質問事項にて回答ください。

（1）について
被保険者名・告知日をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。

(代理告知の場合)

代理告知の場合は、代理告知をされる方が、被保険者の健康状態等をご確認のうえ、以下をご記入ください。

- ①「被保険者名」欄に被保険者名をご記入ください。
- ②「告知者署名」欄に代理告知をされる方の被保険者との関係をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。
- ③「加入する補償」欄のご加入される補償種類に○をしてください。

〈2★〉について

各補償の質問事項は、〈1〉の被保険者名欄の番号に対応する欄にご記入ください。

で加入される補償に対応するすべての質問を確認し、すべて「いいえ」の場合は「いいえ」に、1つでも「はい」がある場合は「はい」に○をしてください。

【特にご注意ください】

- 「医師の診察・検査・治療・投薬」には、入院・手術・投薬をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。また、がんと診断されることを含みます。
 - 「入院」には、検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。
 - 「手術」には、「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破碎術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。
 - 病気を指摘された後、すぐに治療や手術の必要がないため通院がないという状態でも経過観察に該当し、告知の対象になります。
 - 医師の診断により、予防目的で目薬を点眼することや、薬の処方のみをされている場合も「医師の診察・検査・治療・投薬」に該当し、告知の対象になります。
 - 医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中の場合も、告知の対象になります。
 - 再検査、精密検査の結果、異常がなかった場合は、質問事項に「いいえ」とご回答ください。

傷害保険(ケガの補償)

傷害総合保険



保険期間1年間 職種級別A級 団体割引20%

傷害保険は「ケガ」を補償する保険です。

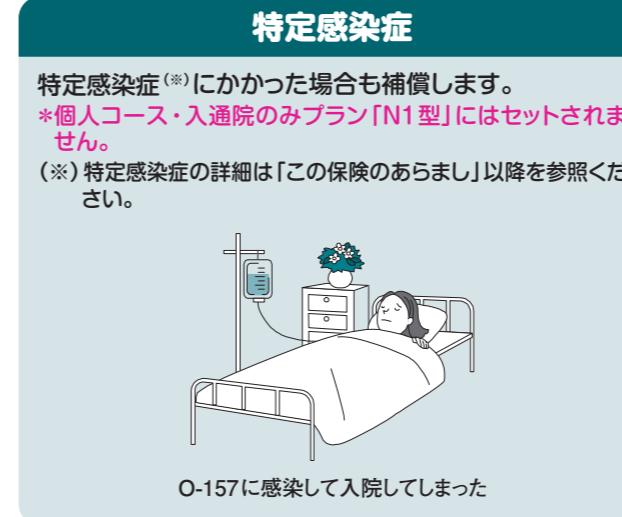
「病気」による入通院の補償については、『新・団体医療保険』にご加入ください。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降(P16~)に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険期間1年間
職種級別A級
団体割引20%
天災危険補償特約
特定感染症危険補償特約

家族コース			夫婦コース		
入院充実 K3型	スタンダード K2型	エコノミー K1型	入院充実 C3型	スタンダード C2型	エコノミー C1型
死亡・後遺障害 300万円	300万円	200万円	300万円	300万円	200万円
入院保険金日額 6,000円	4,000円	2,000円	6,000円	4,000円	2,000円
手術保険金 入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合: 入院保険金日額の 5倍			入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合: 入院保険金日額の 5倍		
通院保険金日額 3,000円	2,000円	1,500円	3,000円	2,000円	1,500円
死亡・後遺障害 100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
入院保険金日額 6,000円	4,000円	2,000円	6,000円	4,000円	2,000円
手術保険金 入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合: 入院保険金日額の 5倍			入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合: 入院保険金日額の 5倍		
通院保険金日額 3,000円	2,000円	1,500円	3,000円	2,000円	1,500円
死亡・後遺障害 80万円	80万円	80万円	—	—	—
入院保険金日額 4,000円	3,000円	2,000円	—	—	—
手術保険金 入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合: 入院保険金日額の 5倍			—	—	—
通院保険金日額 2,000円	1,500円	1,000円	—	—	—
携行品損害 20万円(自己負担額1事故につき3,000円)			20万円(自己負担額1事故につき3,000円)		
月払保険料 4,990円	3,710円	2,590円	3,250円	2,360円	1,640円

※家族コースの場合、被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)についても保険の対象となります。夫婦コースの場合、被保険者本人の配偶者についても保険の対象となります。被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ、損害の原因となった事故発生時によるものをおいいます。



特定感染症

特定感染症^(*)にかかった場合も補償します。

*個人コース・入通院のみプラン「N1型」にはセットされません。

(*)特定感染症の詳細は「この保険のあらまし」以降を参照ください。

オプションプラン

～賃貸住宅にお住まいのみなさまへ～

火災保険に加入されていますか?? このオプションは安い保険料でもしも…のときを補償するとってもお得なプランです!!!

借家人賠償責任補償特約

借用・使用する借用戸室(日本国内のみ)を火災・破裂・爆発により損壊した場合の法律上の損害賠償責任を補償します。



修理費用補償特約

借用戸室が火災、落雷、破裂、爆発、外部からの物体の落下・飛来、盗難等により損壊し、自己の費用で修理した場合に、その修理費用に対して、保険金をお支払いします。



保険期間1年間 団体割引20%

借家人賠償責任

1,000万円

修理費用補償

300万円
(自己負担額1事故につき3,000円)

月払保険料

270円

※詳しくは16ページ以降をご参照ください。

※オプションプランでの加入はできません。

保険期間1年間
職種級別A級
団体割引20%
天災危険補償特約

個人コース
入通院のみプラン
N1型

5,000円

本人

入院保険金日額
手術保険金
通院保険金日額

入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額の10倍
外来で受けた手術の場合: 入院保険金日額の 5倍

3,000円

月払保険料

1,180円

入通院
のみ充実
プラン

医療保険(病気の補償)

医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険

新・団体医療保険(疾病のみ補償プラン)

日本国内・国外を問わず、病気による入院および退院後通院・手術保険金を補償します。

※退院後通院は、継続して4日を超えた入院が条件でのお支払いとなります。



保険期間1年間
団体割引20%

スタンダード

10型 10I型 10G型 10GI型

入院保険金日額		10,000円(日帰り入院*OK 支払対象外日数0日/支払限度日数180日)			
退院後 通院保険金日額		6,000円(継続して4日を超えて入院し、退院した後の通院が対象/支払限度日数90日)			
手術保険金		入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額の10倍 外で受けた手術の場合:入院保険金日額の5倍			
おすすめ	がん外来治療保険金日額	—	—	7,000円	7,000円
おすすめ	先進医療等費用	—	500万円	—	500万円
満年齢区分別月払保険料	0歳-24歳	720円	770円	730円	780円
	25歳-29歳	970円	1,020円	990円	1,040円
	30歳-34歳	1,160円	1,210円	1,210円	1,260円
	35歳-39歳	1,280円	1,330円	1,340円	1,390円
	40歳-44歳	1,410円	1,460円	1,530円	1,580円
	45歳-49歳	1,750円	1,800円	1,920円	1,970円
	50歳-54歳	2,240円	2,290円	2,510円	2,560円
	55歳-59歳	3,370円	3,420円	3,760円	3,810円
	60歳-64歳	4,530円	4,580円	5,180円	5,230円
	65歳-69歳	6,810円	6,860円	7,640円	7,690円

*日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

・保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。

・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

・新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。

・団体割引は、本団体契約の前年の加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

保険期間1年間 団体割引20%

新・団体医療保険は「病気」を補償する保険です。「ケガ」による入通院の補償については、『傷害総合保険』にご加入ください。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降(P16~)に記載されていますので、必ずご参照ください。

新規・型変更の方へ
告知書提出
してください。



- 健康告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 保険始期時点すでに病気で医師の治療を受けていたり、医師の指示で薬を飲んでいた場合、その病気については保険金をお支払いできない場合もありますのでご注意ください。
- 加入年齢に制限がありますのでご留意ください。
新規加入の場合は保険始期日時点で満年齢69歳までの方が対象となります。
継続加入の場合は保険始期日時点で満年齢79歳までの方が対象となります。
- 他の保険契約等がある場合は、ご加入時にお申し出ください。他の保険契約等とあわせて、入院日額20,000円・通院日額は13,000円が限度(がん保険を除きます。)になります。
- 告知の大切さについてのご説明
 - ・告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことになりません。
 - ・告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

保険期間1年間
団体割引20%

エコノミー

5型 5I型 5G型 5GI型

入院保険金日額		5,000円(日帰り入院*OK 支払対象外日数0日/支払限度日数180日)			
退院後 通院保険金日額		3,000円(継続して4日を超えて入院し、退院した後の通院が対象/支払限度日数90日)			
手術保険金		入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額の10倍 外で受けた手術の場合:入院保険金日額の5倍			
おすすめ	がん外来治療保険金日額	—	—	3,500円	3,500円
おすすめ	先進医療等費用	—	500万円	—	500万円
満年齢区分別月払保険料	0歳-24歳	370円	420円	380円	430円
	25歳-29歳	490円	540円	500円	550円
	30歳-34歳	590円	640円	620円	670円
	35歳-39歳	650円	700円	680円	730円
	40歳-44歳	710円	760円	770円	820円
	45歳-49歳	880円	930円	970円	1,020円
	50歳-54歳	1,130円	1,180円	1,270円	1,320円
	55歳-59歳	1,690円	1,740円	1,890円	1,940円
	60歳-64歳	2,270円	2,320円	2,600円	2,650円
	65歳-69歳	3,420円	3,470円	3,840円	3,890円

(注1)継続加入される方で満70歳-79歳の方の保険料については取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。

(注2)お支払いいただいた保険料のうち医療に関する補償部分については介護医療保険料控除の対象となります。(2025年8月現在)

※「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)

医療保険(入院をサポートする特約)

医療保険基本特約・疾病入院一時金支払特約・傷害入院一時金支払特約・
入院時室料差額特約等セット団体総合保険

新規・型変更の方へ
告知書提出
してください。



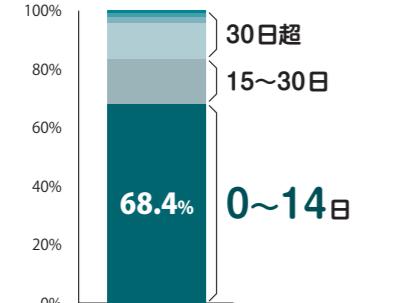
おすすめ!!

疾病入院一時金支払特約・傷害入院一時金支払特約

病気やケガで入院した場合に、1回の入院につき10万円を一時金でお支払いします。

※入院1日目(日帰り入院を含む)からお支払いが可能です。

入院する方の6割以上は、0~14日の短期入院です。



入院保険金日額5,000円の補償に入っている方が日帰り入院した場合

入院一時金
支払特約なし

5,000円
(=5,000円×1日)

105,000円
(=5,000円×1日
+一時金100,000円)

21倍

出典:厚生労働省「患者調査」(2023年)

「病床の種類別にみた在院期間別の推計退院患者数の構成割合」

(注)実際のご契約内容によって、受け取れる保険金額は異なります。

入院時に一時金を受け取れ、思わず出費への対応が可能です!

補償内容

保険金	補償内容	保険金額
疾病入院一時金	保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として入院を開始した場合に、疾病入院一時金をお支払いします。	1回の入院につき10万円 (保険期間中の限度額なし)
傷害入院一時金	保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によるケガで入院を開始した場合に、傷害入院一時金をお支払いします。	

満年齢区分別月払保険料

保険期間1年間 団体割引20% 天災危険補償特約セット

L1型

1回の入院につき10万円(保険期間中の限度額なし)

保険金額	0歳-24歳	25歳-29歳	30歳-34歳	35歳-39歳	40歳-44歳	45歳-49歳	50歳-54歳	55歳-59歳	60歳-64歳	65歳-69歳
保険料	830円	600円	640円	690円	740円	770円	1,000円	1,330円	1,680円	2,190円

・保険料は、保険始期時点の満年齢によります。

・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

・新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。

・团体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(注1)継続加入される方で満70歳-79歳の方の保険料については取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。

(注2)疾病入院一時金支払特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2025年8月現在)

保険期間1年間 団体割引20%

入院をサポートする特約については、
ケガによる入院も補償の対象となります。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降(P16~)に記載されていますので、必ずご参照ください。

おすすめ!!

入院時室料差額特約

公的医療保険の対象外であり全額自己負担となる差額ベッド代を、
入院1日につき1万円を限度としてお支払いします。

差額ベッド代の相場(全国平均)

部屋の種類	1日あたりの平均額
1人部屋	8,322円
2人部屋	3,101円
3人部屋	2,826円
4人部屋	2,705円

出典:厚生労働省「第548回 中央社会保障医療協議会

主な選定療養に係る報告状況」(2022年)

入院時は生活空間に他の患者の方がいることで、
気づかいをすることが多く、心労がたまる方もい
ます。

一方で個室利用には、全国平均では1日あたり
8,000円以上の費用がかかります。

都心の病院では1日あたり20,000円を超える
ケースもあります。

全額自己負担となる差額ベッド代も1日あたり1万円を限度に補償します!

補償内容

保険金	補償内容	保険金額
入院時 室料差額保険金	保険期間中に傷害または疾病を被り、その直接の結果として治療を受けるために日本国内において入院 ^(※) し、差額ベッド代を負担された場合に、入院時室料差額保険金をお支払いします。 (※)公的医療保険制度の保険給付の対象となった入院をいいます。	1日につき1万円を限度 1回の入院につき40日限度 (通算限度日数1,000日)

満年齢区分別月払保険料

保険期間1年間 団体割引20%

R1型

1回の入院につき1万円を限度/1回の入院につき40日限度(通算限度日数1,000日)

保険金額	0歳-24歳	25歳-29歳	30歳-34歳	35歳-39歳	40歳-44歳	45歳-49歳	50歳-54歳	55歳-59歳	60歳-64歳	65歳-69歳
保険料	700円	550円	590円	620円	780円	950円	1,110円	1,280円	1,850円	2,560円

・保険料は、保険始期時点の満年齢によります。

・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

・新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。

・团体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(注1)継続加入される方で満70歳-79歳の方の保険料については取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。

(注2)入院時室料差額保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2025年8月現在)

■告知の大切さについてのご説明

・告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことになりません。

・告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受取りいただけない場合があります。

※ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)を必ずお読みください。

3 所得の補償 所得補償保険

新規・増口加入の方へ
告知書提出
してください。



保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降(P16~)に記載されていますので、必ずご参照ください。

突然の病気・ケガによる就業不能中の所得を補償する保険です。
国内・国外を問わず24時間補償します。



病気による入院



ケガによる入院



医師の指示による自宅療養

天災危険補償特約・精神障害補償特約セット
保険期間1年/対象期間1年
支払対象外期間7日/職種級別1級
団体割引20%/無事故戻しなし

月額保険金額(支払対象外7日間)

満年齢区分別月払保険料	S型 15口	S型 10口	S型 5口
18歳-19歳	660円	440円	220円
20歳-24歳	975円	650円	325円
25歳-29歳	1,110円	740円	370円
30歳-34歳	1,365円	910円	455円
35歳-39歳	1,710円	1,140円	570円
40歳-44歳	2,130円	1,420円	710円
45歳-49歳	2,535円	1,690円	845円
50歳-54歳	2,940円	1,960円	980円
55歳-59歳	3,105円	2,070円	1,035円
60歳-69歳	3,270円	2,180円	1,090円

- ・保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額(または保険料)となります。年齢区分が変更になると、保険金額(または保険料)が変更になります。

※所得補償保険は、介護医療保険料控除の対象になります。(2025年8月現在)

■告知の大切さについてのご説明

- ・告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことになりません。
 - ・告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受取りいただけない場合があります。
- ※ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)を必ずお読みください。

※ご加入は5口以上となります。

S型 15口

S型 10口

S型 5口

15万円

10万円

5万円

5 弁護のちから(弁護士費用の補償)

弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降(P16~)に記載されていますので、必ずご参照ください。

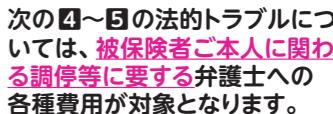
“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。



当事者の
トラブルの
被保険者
ご本人

お子さま



当事者の
トラブルの
被保険者
ご本人

当事者の
トラブルの
被保険者
ご本人

当事者の
トラブルの
被保険者
ご本人

当事者の
トラブルの
被保険者
ご本人

1 人格権侵害^(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわ
れもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



2 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガ
をした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、
偽物のブランド品を売りつけられた。



3 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由も
なく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、
家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理
由もなく承諾してくれない。



X 右記のようなトラブルは
保険金のお支払いの対象に
なりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓
口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度
契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日ま
での間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

4 日常生活の賠償 個人賠償責任保険

保険金のお支払方法等重要な
事項は、「この保険のあらまし」
以降(P16~)に記載されています
ので、必ずご参照ください。

都道府県によっては自転車利用者に条例で賠償責任保険の加入が義務化されています。

日常生活における法律上の損害賠償を補償します。
※他の保険契約等でご加入の場合は補償が重複する場合があります。



保険期間1年
団体割引20%

B1型

保険金額

月払保険料

B2型

1億円(自己負担額なし)

2億円(自己負担額なし)

170円

180円

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の
委任を行うときに負担した弁
護士費用を補償します。

■保険金額(保険期間1年間に
つき)
通算 100万円または
200万円限度

■お支払いする保険金の額
1つのトラブルに関する弁護士等
への委任にかかった費用
×(100% - 自己負担割合10%)

保険期間1年間 団体割引20%

①弁護士費用保険金(自己負担割合10%)

②法律相談・書類作成費用保険金(自己負担額1,000円)

月払保険料

2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・
書類作成の依頼を行うときに負担した
法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額(保険期間1年間に
つき)
通算 10万円限度

■お支払いする保険金の額
1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成にかかった費用
- 自己負担額
(免責金額) 1,000円

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブル
が対象となります。

いすれの保険金も、弁護士等への委任ま
たは法律相談・書類作成依頼の前に、損保
ジャパンの事前の同意が必要となります。

次ページも必ずご確認ください。

もしも

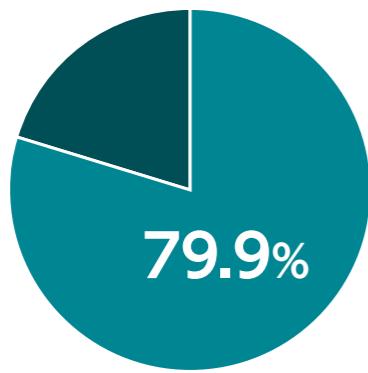
あなた自身や大切なお子さまが 法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか？



あなたの日常にも潜んでいます！ 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

子どものいじめ

いじめを認知した学校数の割合



子どもがいじめにあい、
登校拒否の状態になった



全学校数のうち
約8割がいじめを
認知しています！
また、1校当たりの
認知件数は
16.8件に上ります！

出典：令和3年文部科学省初等中等教育局児童生徒課
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

もし私たちのちからになってくれるものがあつたら…

ストーカー被害

ストーカー事案の相談等



出典：警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課
「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への
対応状況について」

昔の交際相手から
ストーカー行為をされている



ストーカー事案は
6年連続約2万件
発生しています。

自分で
相手を前にして
話すのはこわい…
どうしたらいかわからず
パニックになってしまいそう

他にも

SNSによる誹謗中傷

通り魔被害

インターネット通販詐欺

痴漢被害

など

お支払事例①(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 40万円
着手金 15万円、報酬金 25万円

法律相談・書類作成に
かかった費用 1万円

弁護士費用保険金のお支払い額
 $40\text{万円} \times (100\% - 10\% \text{ (自己負担割合)}) = 36\text{万円}$

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
 $1\text{万円} - 1,000\text{円} \text{ (自己負担額)} = 9,000\text{円}$

合計 36万9,000円をお支払い

お支払事例②(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 50万円
着手金 15万円、報酬金 35万円

法律相談・書類作成に
かかった費用 1万円

弁護士費用保険金のお支払い額
 $50\text{万円} \times (100\% - 10\% \text{ (自己負担割合)}) = 45\text{万円}$

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
 $1\text{万円} - 1,000\text{円} \text{ (自己負担額)} = 9,000\text{円}$

合計 45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客様から依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客様に弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることができますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

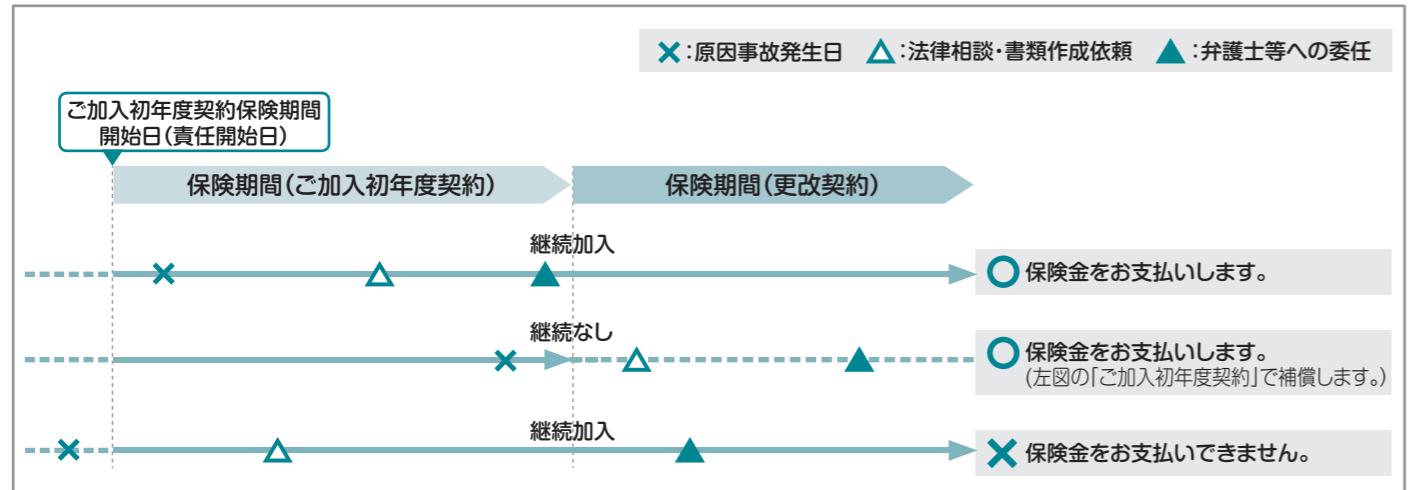
日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、法的トラブルに巻き込まれたときに
「弁護士」をもっと身近に活用するための備えがほしい…

みなさまの声にお応えして、**弁護のちから**が
あなたの生活を守ります!!

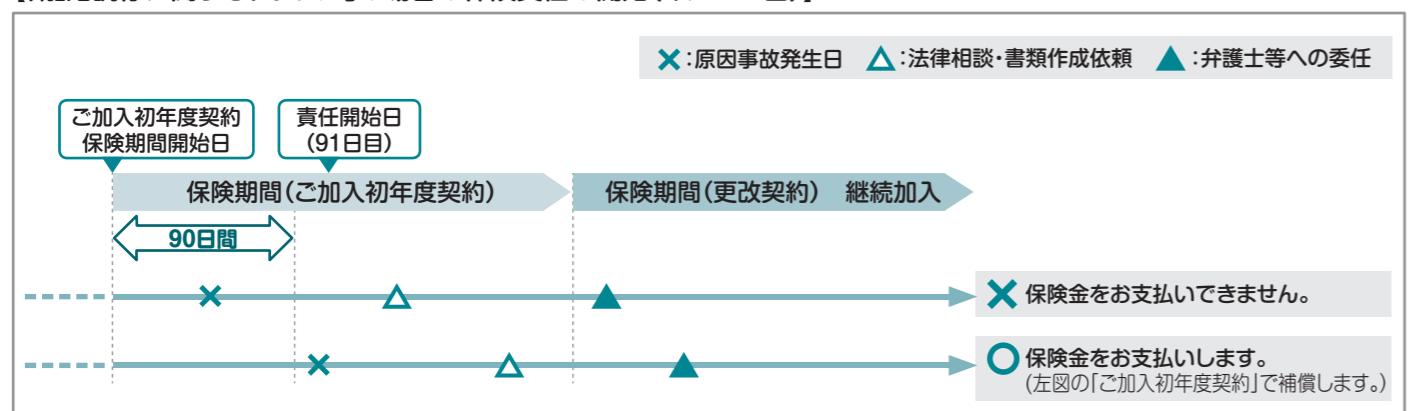
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
 - 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
 - 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

（加入內容確認事項）

確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
お、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

・保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 **保険金額** **保険期間** **保険料、保険料払込方法** **満期返戻い金・契約者配当金がないこと**

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 「傷害保険（ケガの補償）」傷害総合保険、②「医療保険（病気の補償）（入院をサポートする特約）」新・団体医療保険、③「所得の補償」所得補償保険、
□「日常生活の賠償」個人賠償責任保険、⑤「弁護のちから」弁護士費用総合補償特約

□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。

□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 「傷害保険（ケガの補償）」傷害総合保険
□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

- ①「所得の補償」所得補償保険

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

②「傷害保険（ケガの補償）」傷害総合保険【家族コース・夫婦コースにご加入の方のみご確認ください】

被保険者の範囲についてご確認いただきま¹たか。



3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

共通 □特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ず確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 **大陽日酸アソシエイツ株式会社 保険営業部 担当 小倉**
〒142-0062 東京都品川区小山1-3-26
TEL:03-5788-8600 FAX:03-5788-8370 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 企業営業第七部第三課**
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL:050-3808-4600 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料>
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
[事故サポートセンター] 0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。たがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。のパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/) でご参照ください(ご契約内容が異っていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンでお問い合わせください。

加入者証は大切に保管してください。また、1ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。